

船橋市任期付職員（公衆衛生医師）募集案内

船橋市では、市の保健・衛生等部門に勤務する公衆衛生医師を募集します。

1 採用職種、主な業務内容等

採用職種	医師（公衆衛生）
申込受付期間	随時（採用者が決定した時は締め切ることがあります）
採用予定年月日	採用選考に合格された方と調整の上、決定します。
採用予定人数	若干名
主な業務内容	別紙「【船橋市】公衆衛生医師の主な業務内容」を参照
任期	採用日から3年間 【例】令和6年1月1日採用の場合、令和8年12月31日まで ※ただし、業務の都合等により、採用日から5年を限度に本人の同意を得て延長する場合があります。
勤務地（予定）	船橋市保健福祉センター （船橋市北本町1-16-55）

2 応募資格

現在、医師免許を有している者

（平成16年4月1日以降に医師免許を取得した者にあつては、臨床研修を修了した者）
ただし、次のいずれかに該当する方は、上記の要件を満たしていても応募できません。

- 日本の国籍を有しない者
- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に定める次の欠格条項のいずれかに該当する者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 船橋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考の方法、内容及び選考日時

選考の方法	選考日時
面接審査 (選考申込書等の内容を確認の上、面接を行います)	応募者と調整の上決定します。

4 応募手続等

下記(1)の書類に必要事項を記入し、下記(2)の提出先に提出してください。

郵送の場合、封筒の表に「任期付職員（公衆衛生医師）選考申込」と書いて、簡易書留等確実な方法にて送付してください。

(1) 提出書類

- ① 選考申込書（様式1及び様式2）
 - ・必要事項を記入し、写真を貼付してください。
- ② 業務経歴等調書（様式3）
 - ・業務経歴及びその詳細を記入してください。
- ③ 医師免許証の写し
- ④ 臨床研修を修了したことを証する書面（臨床研修修了登録証の写し等）
※平成16年4月1日以降に医師免許を取得したものに限り

(2) 提出先

船橋市総務部人事課

〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号 TEL047-436-2132

5 勤務条件等

(1) 給与（概算）

医師としての経験年数	給与月額	給与年額
	[地域手当・初任給調整手当を含む]	[期末勤勉手当を含む]
医師経験10年	約748,000円	約1,120万円
医師経験20年	約848,000円	約1,320万円

※ 上記はモデル例であり、職歴等によって異なることがあります。

※ 上記のほか、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等の諸手当が支給要件に応じて支給されます。

(2) 勤務時間・休暇等

勤務時間	1週間当たり 38 時間 45 分（1日 7 時間 45 分） 原則として、月曜日から金曜日までの午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで （休憩時間：午後 0 時 15 分から午後 1 時まで） 時間外勤務や休日勤務を行う場合があります。
有給休暇	年次休暇（年間 20 日）及び夏季、結婚、出産、忌引き等の場合に与えられる特別休暇等があります。
その他	・地方公務員等共済組合法による共済制度（年金、健康保険に相当）、退職手当制度があります。

6 選考結果について

選考の結果については、合否を文書にて通知します。合格者には必要な手続を案内します。

7 その他

- (1) 提出いただいた書類は、返却いたしません。
- (2) 応募資格がないことや提出された書類の記入事項に虚偽又は不正があることが判明した場合、応募資格が確認できない場合は、合格を取り消すことがあります。
- (3) 提出された書類等により取得した個人情報、採用選考にのみ用い、それ以外の目的には使用しません。ただし、採用者の個人情報は、人事管理上の基礎資料として利用します。

8 問い合わせ先

（選考・給与・勤務時間等について）

総務部人事課

電話：047-436-2132

E-mail：jinji@city.funabashi.lg.jp

（業務内容について）

保健所保健総務課

電話：047-409-3668

E-mail：ho-somu@city.funabashi.lg.jp